

北上市告示甲第73号

北上市認可外保育施設等保育料給付金支給要綱（令和 5 年北上市告示甲第51号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月25日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（定義） 第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）認可外保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出がされたものをいう。 （2）保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者をいう。 （3）〔略〕	（定義） 第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）認可外保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出がされたものをいう。<u>ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11の規定による確認を受けたものに限る。</u> （2）保護者 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。 （3）〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	